

訴訟事件の判決及び同判決に対する控訴の提起について

1 事件名

- (1) 生活保護基準引下げ違憲国家賠償等請求事件（第1事件）
- (2) 生活保護基準引下げ違憲国家賠償等請求事件（第2事件）

2 当事者

(1) 第1事件

原告 中野区民外29名

被告 中野区外16名

(2) 第2事件

原告 中野区民外30名

被告 中野区外18名

3 訴訟の経過

平成27年 6月19日 東京地方裁判所に訴えの提起（第1事件）

12月17日 訴状送達（第1事件）

平成28年 2月19日 東京地方裁判所に訴えの提起（第2事件）

11月14日 訴状送達（第2事件）

令和 4年 6月24日 東京地方裁判所で一部却下、一部認容、一部棄却判決の言渡し

7月 7日 東京高等裁判所に控訴の提起

4 事案の概要

本件は、厚生労働大臣が、生活保護法による保護の基準が定める生活扶助に関する基準について平成25年、平成26年及び平成27年に順次改定（以下、各年になされた改定を総称して「本件改定」という。）をしたところ、生活保護を受けている原告らが、対応する各保護の実施機関（生活保護法第19条第4項に基づく委任を受けた行政庁を含む。）から、本件改定に伴い、平成25年8月1日以降の生活扶助費を変更する旨の各保護変更決定（以下「平成25年各変更決定」という。）、平成26年4月1日以降の生活扶助費を変更する旨の各保護変更決定（以下「平成26年各変更決定」という。）及び平成27年4月1日以降の生活扶助費を変更する旨の各保護変更決定（以下「平成27年各変更決定」という。）をそれぞれ受けたことから、これらの各変更決定により健康で文化的な最低限度の生活に満たない生活状況を強いられているなどとして、被告らを相手

に、平成25年各変更決定の取消し（第1事件）、平成26年各変更決定の取消し（第1事件）、平成27年各変更決定の取消し（第2事件）等を求めたものである。

5 請求の内容の要旨（被告中野区に係る部分）

原告中野区民は、本件改定に伴い中野区福祉事務所長が原告中野区民に対して行った次の処分の取消し等を求めている。

- (1) 平成25年7月5日付け保護変更決定（平成25年7月16日付け保護変更決定により一部変更された後のもの。平成25年各変更決定の一部）
- (2) 平成26年3月10日付け保護変更決定（平成26年各変更決定の一部）
- (3) 平成27年3月11日付け保護変更決定（平成27年各変更決定の一部）

6 判決

(1) 主文の要旨（被告中野区に係る認容部分）

ア 5(1)から(3)までの処分をいずれも取り消す。

イ 訴訟費用は、第1事件・第2事件を通じて、一部を除く原告らに生じた費用については、これを3分し、その1を同原告らの負担とし、その余は被告国を除く被告らの負担とし、被告国を除く被告らに生じた費用については、これを3分し、その2を同被告らの負担とし、その余は一部を除く原告らの負担とする。

(2) 判決理由の要旨

本件改定に関する厚生労働大臣の判断には最低限度の生活の具体化に係る判断の過程に過誤、欠落があると認められることから、本件改定は、同大臣の裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用するものとして違法であり、本件改定に伴ってなされた平成25年各変更決定、平成26年各変更決定及び平成27年各変更決定はいずれも違法である。

7 控訴の提起

(1) 事件名

生活保護基準引下げ違憲国家賠償等請求控訴事件

(2) 当事者

控訴人 中野区外17名

被控訴人 中野区民外27名

(3) 控訴の趣旨

ア 原判決中、控訴人ら敗訴部分を取り消す。

イ アの取消しに係る被控訴人らの請求をいずれも棄却する。

ウ 訴訟費用のうち、控訴人らと被控訴人らとの間に生じた部分は、第一審、第二審とも被控訴人らの負担とする。

との判決を求める。